

コラボひろばと屋上庭園の運営に関するパートナーシップ協定

千里文化センター「コラボ」は、「生涯学習」「文化創造」「行政サービス」の拠点であり、また「市民公益活動の促進」の場でもあります。コラボがもつ機能を十分に発揮し、地域自治や市民活動の拠点となるために、市民と行政が協働して、コラボひろば及び屋上庭園の活性化事業を実施することとしました。

ここに豊中市千里文化センター市民実行委員会（以下「実行委員会」という。）と豊中市（以下「市」という。）（以下「両者」という。）は、コラボひろばと屋上庭園の運営に関するパートナーシップ協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結します。

（目的）

第1条 本協定は、「コラボ」が千里の地域自治・市民活動・文化活動の拠点にふさわしい諸事業を協働して実施するに当たり、コラボひろば及び屋上庭園の運営における両者の関係、役割分担、相互協力の内容を定めるものです。

（協働の原則）

第2条 両者は、協働してコラボひろばと屋上庭園の運営を進めるために、豊中市自治基本条例が定める「協働の原則」に基づき、次の原則を遵守します。

- (1) 両者は、対等な立場に立ち、相互に理解を深めます。
- (2) 両者は、目的の共有化と透明性・公開性を確保しながら、協働運営を進めます。
- (3) 市は、実行委員会の自発性及び自主性を尊重します。

（実行委員会の役割）

第3条 実行委員会の役割は、事業の担い手となるほか、事業の計画策定や評価とし、主な項目は次のとおりです。

- (1) 運営会議及び市と協議して、平成23年度(2011年度)事業を市民の意見や要望を踏まえて、計画立案、実施し、年度末に運営内容を総括して公表します。
- (2) 事業実施に際し、必要に応じてサポーターを募集します。

（市の役割）

第4条 市の役割は、事業実施に当たって人的及び物的な支援をすることで、主な項目は次のとおりです。

- (1) 運営会議及び実行委員会と協議して、次年度事業を市民の意見や要望を踏まえて、計画立案、実施し、年度末に運営内容を総括して公表します。
- (2) 実行委員会に対して、必要な情報の収集及び提供をします。
- (3) 実行委員会の全体会議及び分科会に出席します。
- (4) 庁内の関係部局への連絡と意見調整をします。
- (6) 運営に必要な費用のうち、光熱水費等管理にかかる費用と必要な備品・消耗品の費用、イベント時の講師等の謝礼金、実行委員及びサポーター謝礼金を予算の範囲内で負担します。ただし、事業収入は市の歳入とします。

(7)事業の実施に際して、必要な場所と備品の確保をします。

(運営の場所と主な内容)

第5条 実行委員会が運営する場所と主な内容は、次のとおりとします。

(1)豊中市千里文化センター(豊中市新千里東町1-2-2)2階 コラボひろば(必要に応じて、多目的スペースも含む)

- ・ コラボ内施設の案内・事業案内
- ・ 千里に関する情報の受発信
- ・ 市民活動の支援・情報提供
- ・ 交流・協働の場としてのカフェ運営
- ・ 多目的スペースを含むコラボひろばでのイベントの実施

(2)同センター屋上階 屋上庭園

- ・ 市民主体の緑化事業・維持管理
- ・ 屋上でのイベントの実施

(協定の期限)

第6条 本協定の期限は、平成24年(2012年)3月31日とします。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、そのつど、実行委員会と市が協議して決定します。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有するものとします。

平成23年(2011年)4月1日

豊中市千里文化センター市民実行委員会
委員長 田村 清晴

豊中市
豊中市長 浅利 敬一郎